

五月三日の会通信

25

〔最終〕意見陳述〕書……………

1

〔最終〕弁論要旨……………

9

25. IX.
1981

〔最終意見陳述〕書

一九八一年七月二十九日

神戸地方裁判所第三刑事部へ御中

松 下 昇 未 宇
を ぶ く む 仮 装 被 告 (団)

註一——この表現は、一九八一年七月二十九日の神戸地裁第二一号法廷における被告人の発言を、仮装被告

(団)が筆記したメモを基本として再構成されている。

註二——前記公判における〔最終意見陳述〕の前提かつ構成要素として竹中証人(在廷)の証言を申請したが、不当にも却下された。(被告人からの異議も棄却) 竹中証人は、本年九月三〇日の名古屋高裁における同人の被告人質問において、前記公判で証言する予定であったテーマ群を証言するので、この記録(のちに送付)を必ず検討されたい。

註三——同時に、あらゆる仮装被告(団)からの表現を〔最終意見陳述〕として併合し提出して行く。